
水道使用料、下水道使用料、
町民運動場使用料に関する審議結果
(答申)

平成31年2月
益城町使用料等審議会

— 目 次 —

1. 審議の対象とする使用料等.....	1
① 本答申における「使用料・手数料」の定義.....	1
② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等.....	1
2. 本審議会における検討の方針.....	2
① 益城町中期財政見通し.....	2
② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針.....	3
3. 答申.....	4
4. 審議を通しての審議会の所見.....	7

1. 審議の対象とする使用料等

① 本答申における「使用料・手数料」の定義

本答申において、使用料とは、「地方自治法第225条第1項に規定する行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として徴収することができる料金」と定義する。手数料とは、「地方自治法第227条第1項に規定する特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金」と定義する。

○地方自治法

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等

本答申においては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の対象となる使用料等のうち、以下の案件を対象としている（その他の使用料等については、別途審議会を開催し審議を行う）。

	施設名	料金種別	料金改定時期
1	水道	水道使用料	平成31（2019）年10月
2	下水道	下水道使用料	平成31（2019）年10月
3	町民運動場	・町民運動場使用料 ・照明使用料	平成31（2019）年7月

2. 本審議会における検討の方針

本審議会では以下の益城町中期財政見通しと使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を軸に慎重に審議を行った。

①益城町中期財政見通し

益城町中期財政見通し
(H30.9月作成)

平成29年度一般会計決算(額)を基に試算

【歳入】

(単位：百万円)

区分	H29 決算額	H30 見込額	H31 見込額	2020 見込額	2021 見込額	2022 見込額	2023 見込額	2024 見込額	2025 見込額
町税、地方交付税等 (臨財債含む)	8,252	8,611	8,590	8,744	8,822	9,028	9,067	8,828	10,046
町債(臨財債除く)	6,144	17,961	6,053	3,891	3,999	410	359	278	298
国庫支出金等、 その他	15,484	43,766	7,744	4,985	4,386	4,257	4,217	4,964	4,016
歳入合計 A	29,880	70,338	22,387	17,619	17,207	13,695	13,644	14,070	14,360

【歳出】

区分	H29 決算額	H30 見込額	H31 見込額	2020 見込額	2021 見込額	2022 見込額	2023 見込額	2024 見込額	2025 見込額
義務的 経費	人件費	2,131	2,691	2,687	2,667	2,586	2,570	2,443	2,423
	扶助費	2,112	1,678	1,718	1,760	1,803	1,847	1,893	1,939
	公債費	976	941	961	1,446	1,758	1,968	2,078	2,923
	うち地震分	(9)	(35)	(105)	(619)	(917)	(1,127)	(1,319)	(2,721)
投資的経費	16,188	59,172	11,882	6,417	5,578	1,402	1,299	1,195	1,111
うち地震分	14,495	58,853	11,590	6,274	4,721	1,271	1,249	1,145	1,061
その他の経費	7,709	6,027	5,725	6,363	6,503	6,512	6,468	6,216	6,185
歳出合計 B	29,116	70,509	22,973	18,653	18,229	14,300	14,181	14,705	15,052

	H29	H30	H31	2020	2021	2022	2023	2024	2025
財源不足額 C (A-B)	764	▲171	▲585	▲1,033	▲1,023	▲606	▲537	▲636	▲692

【試算結果を踏まえて】

- 熊本地震関連事業の見直しによる事業費の減少、それに伴う公債費の減少により、通年での歳入・歳出の予算規模は前回試算よりも減少となった。
- 熊本地震関連の償還が本格化する2020年度以降、公債費は増加傾向。
- 財源不足額は前回試算よりも減少傾向にあるものの、毎年度の財源不足への対策として、事務事業の見直しや財政調整用基金を充当しても、2020年度以降、毎年4～7億円の財源不足が生じる見込み。
- 財源不足を解消するため、事務事業の徹底した見直し及び効率的な予算の執行等に取り組むとともに、負担金や使用料等の見直し等更なる収支改善に向けた対策を実施し、引き続き国・県に対して財政支援を要望していくこととしている。

② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

上記の財政見通しの内容を踏まえつつ、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に則った以下の4つの方針を基本的な視点とし審議を行った。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3. 答申

以上のような審議を踏まえ、当審議会としては、審議対象となっている3つの施設の使用料等について、次のとおり答申する。なお、答申に当たって附帯意見を併せて記す。

[水道使用料]

料金案については適当と判断する。

料金案

区分	現行使用料	改定使用料
基本料金（8 m ³ まで）	1,037円	1,100円
従量料金 （8 m ³ を超える1 m ³ 当り）	130円	140円
水道料金 （20 m ³ /月に対する料金）	2,597円	2,780円
改定率	0%	6.58%

附帯意見

1) 住民にわかりやすい説明の実施

料金改定について、平易な言葉、図・絵の使用など、住民にわかりやすい説明を行うこと。

2) 定期見直し時の使用料値上げの再検討

今回の料金見直しで、料金の上げ幅を抑えた水道使用料については、定期見直し時期である3年後の運用状況を考慮し、値上げを再度検討すること。

[下水道使用料]

料金案については適当と判断する。

料金案

区分	現行使用料	改定使用料
基本料金（8 m ³ まで）	1,028円	1,172円
従量料金 （8 m ³ を超える1 m ³ 当り）	154円	176円
下水道料金 （20 m ³ /月に対する料金）	2,876円	3,284円
改定率	0%	14.19%

附帯意見

1) 住民にわかりやすい説明の実施

料金改定について、平易な言葉、図・絵の使用など、住民にわかりやすい説明を行うこと。

2) 定期見直し時の使用料値上げの再検討

今回の料金見直しで、料金の上げ幅を抑えた下水道使用料については、定期見直し時期である3年後の運用状況を考慮し、値上げを再度検討すること。

[町民運動場使用料]

料金案については適当と判断する。

料金案

(町民グラウンド使用料)

(1時間あたり)

区分		用途	現行使用料	改定使用料
グラウンド	全面		400円	600円
	A・Cコート	野球	200円	300円
	A・B・C・Dコート	ソフトボール	100円	150円
ミニサッカー場		ミニサッカー	300円	300円
相撲場		相撲	100円	150円

(町民グラウンド夜間照明使用料)

区分		現行使用料	改定使用料
グラウンド	全面	2,000円	2,000円
	A・Cコート	733円	750円
	B・Dコート	500円	500円
ミニサッカー場		333円	350円
相撲場		100円	100円

(飯野町民グラウンド使用料)

区分	現行使用料	改定使用料
グラウンド	100円	150円

(広安町民第1グラウンド使用料)

区分	現行使用料	改定使用料
多目的グラウンド	100円	150円
グラウンドゴルフ・ゲートボール場	100円	150円

(福田町民グラウンド使用料)

区分	現行使用料	改定使用料
グラウンド	200円	200円
ソフトボール	100円	廃止
ゲートボール場		100円

(津森町民グラウンド使用料)

区分	用途	現行使用料	改定使用料
グラウンド		200円	グラウンド
サッカー	サッカー	200円	(全面)へ変更
グラウンド	全面		200円
	1/2面	ソフトボール	100円
ゲートボール場	ゲートボール		100円
グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ		100円

(津森町民グラウンド夜間照明使用料)

区分	現行使用料	改定使用料
グラウンド	サッカー	733円
	ソフトボール	500円
		750円
		500円

附帯意見

1) 次期見直しに向けた関連データの収集

今回の使用料見直しにおいて料金案に反映できるよう、使用者が全額負担すべき消耗品費等に係るデータを収集すること。併せて、利用率の高低に合わせた料金設定を検討できるよう、時間帯ごとの利用率データ等を収集すること。

2) 定期見直し時の使用料値上げの再検討

今回の料金見直しで、激変緩和措置にて料金の上げ幅を1.5倍に抑えた飯野町民グラウンド、広安第1町民グラウンドの使用料については、定期見直し時期である3年後の運用状況を考慮し、残額分の値上げを再度検討すること。

4. 審議を通しての審議会の所見

使用料等に係る審議を通して、以下の点について本審議会として所見を述べる。

- ・ 行政としてSDGsⁱの概念の取り入れを検討すること。

以上の点について取り組むことは、受益者負担の適正化の推進、歳入確保による町の財政健全化を図るだけに留まらず、住民の多様なニーズへの対応など今後行政運営における様々な場面で必要になってくると考える。

今後も町執行部においては、こうした視点に立ち、より質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。

ⁱ SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で決められた、国際社会共通の目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット（具体目標）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。